

「医療法人等に係る所得の区分及び 基準法人所得割額に関する計算書 (所得あん分方式)」

記載の手引

◇目次◇

ページ

1 所得の区分計算	
(1) 計算の基礎とする収入金額の計算	1
1 社会保険診療に係る収入金額 (A欄)	1
2 その他の収入金額 (B欄)	2
3 あん分率 (G欄)	4
(2) 法人事業税の課税標準となる所得金額の計算	5
1 所得金額 (①欄)	5
2 医療事業以外の事業に係る所得金額 (②欄)	5
3 社会保険診療に係る所得金額 (④欄)	5
4 欠損金又は災害損失金の当期控除額 (⑥欄)	5
5 委託事業に係る所得金額 (⑧欄)	5
6 所得金額差引計 (⑨欄)	6
2 基準法人所得割額の計算	6
1 所得金額総額 (⑩欄)	6
2 ⑪から⑬までの各欄	6
3 軽減税率不適用法人の金額 (⑮欄)	7
4 「税率」欄	7
3 計算の基礎とする収入金額の計算の取扱い一覧	8
4 介護保険収入に係る留意事項	9

この手引は、神奈川県に主たる事務所(病院・診療所)等を有する医療法人等(※)が、神奈川県に法人事業税の申告をする場合に添付していただく「医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書(所得あん分方式)」の記載方法等について説明したものです。

申告の際には、申告書に次のものを添付して御提出ください。

◇添付書類◇

ア 「医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書(所得あん分方式)」

イ 法人税法施行規則別表4の写し

ウ 法人税に係る勘定科目内訳明細書⑩(雑益、雑損失等の内訳書)

エ 決算報告書の写し(貸借対照表・損益計算書)

オ 「委託事業に係る収入金額の内訳書」(委託事業に係る法人事業税の減免の適用を受けている場合のみ)

※ 修正申告の場合も、ア及びイを御提出ください。

※ 医療法人等とは、次のものをいいます。

- ① 医療法第39条に規定する医療法人
- ② 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会
- ③ 公益法人等で医療保健業を行うもの
- ④ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもののうち医療保健業を行うもの

なお、法人税の課税標準となる所得の算定において、租税特別措置法第67条第1項の規定を適用した医療法人等については、この計算書を記載する必要はありません。法人税法施行規則別表10(6)の写しを提出してください(計算方法については申告書の提出先となっている県税事務所までお尋ねください)。

また、「経費あん分方式」により申告される場合は、県税ホームページ「県税便利帳」から様式をダウンロードしていただくか、申告書提出先の県税事務所までお尋ねください。

1 所得の区分計算

(1) 計算の基礎とする収入金額の計算

計算の基礎とする収入金額の計算（計算書中段部分）から記載します。

1 社会保険診療に係る収入金額（A欄）

次の社会保険診療の収入金額の合計金額を記載してください。

- ア 健康保険法の規定に基づく療養の給付等
- イ 国民健康保険法の規定に基づく療養の給付等
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく療養の給付
- エ 船員保険法の規定に基づく療養の給付等
- オ 国家公務員共済組合法（防衛省の職員の給与等に関する法律第22条第1項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定に基づく療養の給付等
- カ 地方公務員等共済組合法の規定に基づく療養の給付等
- キ 私立学校教職員共済法の規定に基づく療養の給付等
- ク 戦傷病者特別援護法の規定に基づく療養の給付等
- ケ 母子保健法の規定に基づく療養の給付等
- コ 児童福祉法の規定に基づく療養の給付等
- サ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく療養の給付等
- シ 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスに限ります。）又は出産扶助のための助産
- ス 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護（生活保護法に掲げる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに限ります。）又は出産支援給付のための助産
- セ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療
- ソ 麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく医療
- タ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく医療
- チ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療
- ツ 介護保険法の規定による指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限ります。）、

指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限ります。）、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用の額 ＜9、10ページを参照してください。＞

テ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療又は指定療養介護医療

ト 児童福祉法の規定による肢体不自由児通所医療、障害児入所医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援

ナ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定特定医療

（注） ア～キは、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費を含みます。

保険等査定増減がある場合の留意点

診療費請求に係る査定増減は、その通知があった日の属する事業年度に、その差額を診療収入ごとに加算し、又は減算してください。

2 その他の収入金額（B欄）

次の(1)から(7)までの収入金額の合計額を記載してください。

(1) 自由診療収入

自由診療に係る収入金額を記載してください。

(2) 労災保険診療収入

労働者災害補償保険法に基づく診療収入金額を記載してください。

(3) 社会保険診療に該当しない介護保険収入 ＜9、10ページを参照してください。＞

介護保険法に基づくサービスのうち社会保険診療に該当しないサービスの収入金額を記載してください。

(4) その他診療等に係る収入（C欄）

健康診断収入、医療相談収入、受託技工収入、検査料等収入、嘱託収入、診断書等の文書収入、室料の差額収入、往診料など、(1)～(3)及び(5)以外の診療に係る収入金額を記載してください。

(5) 委託事業に係る収入（D欄）

神奈川県又は県内の市町村から委託を受けた医療、保健指導又は家畜衛生に関する事業を行った場合において、これらの委託事業が、法人事業税の減免の対象となるときは、その委託事業に係る収入金額を記載してください。

また、併せて、「委託事業に係る収入金額の内訳書」に当該収入金額を証する書類の写しを添付して御提出ください。（地方税ポータルシステム e L T A X（エルタックス）を利用する場合、収入金額を証する書類の写しは、e L T A Xで提出せず事後に郵送していただいても差し支えありません。）

(注) この減免の適用を受けるためには、法人事業税の申告書の提出期限までに減免の対象となるそれぞれの委託事業について、減免申請書を県税事務所に提出していただく必要があります。

※ この減免の対象となる委託事業の範囲は、県税のホームページをご覧ください。か、県税事務所へお問い合わせください。

また、委託事業に係る収入金額の内訳書の用紙、減免申請書の用紙は、県税のホームページからダウンロードすることもできます。

(6) 受取利息等

源泉所得税額と県民税利子割額を含む受取利息等の総額を記載してください。

(7) 雑収入（E欄）

不用品売却収入、商品販売収入、電話・ガス・寝具等の使用料収入、付添人に係る給食収入、法人税等の還付加算金など医療事業に付随する収入金額を記載してください。

収入金額についての留意点

① 土地等（土地、土地の上に存する権利及び建物をいいます。）の譲渡益、有価証券の譲渡益又は評価益

「医療事業以外の事業に係る所得金額」（②欄）に記載します。この場合において、土地等の譲渡益について法人税法第50条及び租税特別措置法第3章第6節に規定する圧縮記帳等により損金の額に算入された金額があるときは、当該損金の額に算入された金額に相当する額を土地等の譲渡益から控除してください。

② 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等及び保険金等の金額

国庫補助金等及び保険金等の金額から法人税法第42条及び第47条に規定する圧縮記帳により損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を「雑収入」欄に記載します。

③ 補助金・助成金（②に該当するものを除きます。）

補助金・助成金の収入金額から当該補助金・助成金の額を限度として補助・助成の対象となる費用として支払った金額を控除した金額を「雑収入」欄に記載します。

④ 生命保険金、損害保険金その他これに類するもの（②に該当するものを除きます。）

保険金等の金額から当該保険金等の額を限度として当該保険金等に係る事故当事者又は当該事故当事者の親族等に支払った金額を控除した金額を「雑収入」欄に記載します。

⑤ 従業員から受け取る給食収入

給食収入から当該給食収入の額を限度として当該給食に係る材料費相当額を控除した金額を「雑収入」欄に記載します。

なお、付添人の給食収入についても、「雑収入」欄に記載します。

⑥ 各種引当金及び準備金の戻入額

医療事業に係る収入金額に計上しないでください。

⑦ 消費税の額

消費税の課税事業者で税込経理方式を採用している場合は、計算の基礎とする収入金額から該当金額に係る消費税（地方消費税を含みます。）の額を控除した金額をそれぞれの欄に記載します。なお、この場合、消費税の確定申告書の写しを添付してください。

また、税抜経理方式を採用している場合において、簡易課税制度を選択していることによって生じた益金（仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額が、消費税額を上回る場合の差額）は、「雑収入」の欄に記載します。

⑧ その他の留意点

法人税法施行規則別表 4 で加算又は減算した収入金額については、計算の基礎とする収入金額に加算又は減算してください。

※ その他の収入金額の各欄に記載する収入金額等の具体例については 8 ページの「計算の基礎とする収入金額の計算の取扱い一覧」を参照してください。

3 あん分率（G 欄）

あん分率は、『社会保険診療に係る所得金額』（④欄）の算定に用いるもので、次の算式により求めてください。

$$\frac{\text{社会保険診療に係る収入金額（A 欄）}}{\text{医療事業等に係る収入金額（F 欄）}} = 0. \times \times \times \times$$

（小数点第 4 位未満切上げ）

(2) 法人事業税の課税標準となる所得金額の計算

計算書の①欄から⑨欄まで（計算書上段部分）を使用し、法人事業税の課税標準となる所得金額を計算します。

1 所得金額（①欄）

地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」①⑦欄の額を記載してください。

2 医療事業以外の事業に係る所得金額（②欄）

医療事業以外の事業に係る当期利益又は当期欠損の額を記載してください。

なお、所得金額が医療事業と医療事業以外の事業とに区分されていない場合は、それぞれの事業に係る売上金額等の割合により区分してください。

※ 土地等の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益の額がある場合は、その額を含めて記載してください。

3 社会保険診療に係る所得金額（④欄）

次の算式により求めてください。（1円未満の端数は、正数の場合は切り上げ、負数の場合は切り捨ててください。）

- 医療事業のみを行う場合

所得金額（①欄）×あん分率（G欄）

- 医療事業と医療事業以外の事業を併せて行う場合

医療事業に係る所得金額（③欄）×あん分率（G欄）

4 欠損金又は災害損失金の当期控除額（⑥欄）

法人事業税の課税所得の算定において計算された繰越欠損金の当期控除額を記載してください。この欄に記載するのは、法人税における繰越欠損金の当期控除額ではありませんのでご注意ください。

5 委託事業に係る所得金額（⑧欄）

次の算式により求めてください。（正数の場合は1円未満の端数を切り上げ、負数の場合は零としてください。）

$$\text{課税所得金額（⑤欄）} \times \frac{\text{委託事業に係る収入（D欄）}}{\text{その他の収入金額（B欄）}}$$

ただし、法人事業税の課税標準となる所得金額（⑦欄）を超える場合は、当該所得金額を限度として記載してください。

6 所得金額差引計（⑨欄）

法人事業税の課税標準となる所得金額（⑦欄）から委託事業に係る所得金額（⑧欄）を控除した金額を記載してください。⑧欄に記載する金額がない場合は、記載する必要はありません。

なお、「2 基準法人所得割額の計算」を併せて記載してください。

2 基準法人所得割額の計算

法人事業税の減免の対象となる委託事業を行った法人については、計算書の⑩欄から⑮欄までを使用し、地方法人特別税の課税標準額である基準法人所得割額を計算します。

1 所得金額総額（⑩欄）

法人事業税の課税標準となる所得金額（⑦欄）を記載します。所得金額差引計（⑨欄）ではありませんのでご注意ください。

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、地方税法施行規則第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄のうち、神奈川県分の金額を記載します。

2 ⑪から⑬までの各欄

⑪から⑬までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれに定める金額を記載します（3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う医療法人等で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の場合は、「3 軽減税率不適用法人の金額（⑮欄）」をご覧ください。）。

(1) 医療法人（特別法人）であって次の(2)に該当しないもの

⑩欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下である時はその金額を⑪欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を⑪欄に、年400万円を超える金額を⑫欄にそれぞれ記載します。

(2) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人

⑩欄の金額が年400万円以下であるときはその金額を⑪欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合においては、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは年400万円以下の金額を⑪欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を⑫欄に、また、年10億円を超えるときは、年400万円以下の金額を⑪欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を⑫欄に、年10億円を超える金額を⑬欄にそれぞれ記載します。

(3) (1)及び(2)以外の法人

⑩欄の金額が年400万円以下であるときはその金額を⑪欄に、年400万円を超え年800万円（その金額が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは年400万円以下の金額を⑪欄に、年400万円を超え年800万円以下の金額を⑫欄に、また年800万円を超えるときは年400万円以下の金額を⑪欄に、年400万円を超え年800万円以下の金額を⑫欄に、年800万円を超える金額を⑬欄にそれぞれ記載します。

3 軽減税率不適用法人の金額（⑮欄）

3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う医療法人等で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の場合に、⑩欄の金額（1,000円未満は切捨て）を記載します。

4 「税率」欄

「税率」の各欄は法人の事業税の標準税率を記載してください。

⑭欄（⑪欄から⑬欄までの合計）又は⑮欄の「基準法人所得割額」欄の金額を申告書（地方税法施行規則第6号様式）の所得割に係る地方法人特別税⑯欄の「課税標準」欄に転記してください。

※ ご不明な点につきましては、申告書の提出先となっている県税事務所までお尋ねください。

3 計算の基礎とする収入金額の計算の取扱い一覧

「その他の収入金額（Ｂ）」欄記載の際に参考にしてください。なお、「計上しない」に該当するのは、「社会保険診療に係る収入金額（Ａ）」欄、「その他の収入金額（Ｂ）」欄のいずれにも計上しません。

収 入 科 目	その他の収入金額に計上する	計 上 し ない	備 考
室 料 の 差 額 収 入	○		「その他診療等に係る収入（Ｃ）」欄に計上
健康診断・受託医療収入	○		
医 療 相 談 収 入	○		
利 子 補 給 金	○		
診 断 書 等 文 書 収 入	○		
受託技工、検査料等収入	○		
嘱 託 収 入	○		
委 託 事 業 に 係 る 収 入	○		「委託事業に係る収入（Ｄ）」欄に計上（減免対象にならない場合は「その他診療等に係る収入（Ｃ）」欄に計上）
受 取 利 息 配 当 金	○		「受取利息等」欄に計上
保 険 等 の 配 当 金	○		
補 助 金 ・ 助 成 金	○ (支払額を超える部分)		「雑収入（Ｅ）」欄に計上
圧縮記帳の対象となる 国庫補助金等及び保険金等	○ (圧縮損控除後の金額)		
付添人に係る給食収入	○		
電話、ガス、寝具等の 使 用 料 収 入	○		
従 業 員 給 食 収 益	○ (材料費相当額を超える部分)		
社 宅 ・ 寮 収 入	○ (支払額を超える部分)		
不 用 品 売 却 収 入	○		
商 品 販 売 収 入	○		
償 却 資 産 売 却 益	○ (取得価額を超える部分)		
贈与・寄付金・受贈益等	○ (軽微な場合)		
その他の事業に係る所得	○ (軽微な場合)		
現 金 過 不 足	○		
保険解約・満期返戻金	○ (支払保険料（※１）を上回る金額)		
生命保険金・損害保険金	○ (支払額を上回る金額) (圧縮後の金額)		
印 紙 等 販 売 収 入	○ (販売差益の生じたもの)		
租 税 の 還 付 加 算 金	○		
租 税 の 還 付 金		○	（※２）
企 業 年 金 払 戻 金		○	
各種引当金及び準備金の 戻 入 額		○	
債 務 免 除 益		○	
有 価 証 券 譲 渡 損 益	－	－	「医療事業以外の事業に係る 所得金額（②）」欄に計上
土 地 等 譲 渡 損 益	－	－	

※１ 当該年度の支払保険料ではなく、累計保険料です。

※２ この一覧表に例示されていないものでも、一度経費として支出した後、その経費が過大であったため払い戻されたことによる収入は、計上しないでください。

4 介護保険収入に係る留意事項

(1) 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

介護保険法の規定に基づく収入は、サービスの種類に応じて取扱いが異なりますので、「計算の基礎とする収入金額の計算」（計算書中段部分）の記載に当たっては留意してください。

区 分	サ ー ビ ス の 種 類	計 上 区 分	
		社会保険診療に係る収入金額（Ａ）	その他の収入金額（Ｂ）（内訳の「社会保険診療に該当しない介護保険収入」欄）
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 介護予防訪問介護		○
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
	訪問看護 介護予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	通所介護 介護予防通所介護		○
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	○	○（注）
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	○	○（注）
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス		○
	介護保健施設サービス	○	○（注）
	指定介護療養施設サービス	○	○（注）
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護 等		○

（注） 利用者が負担した「居住費」、「滞在費」及び「食費（食材料費と調理費）」は「その他の収入金額」となります。また、利用者の負担軽減のために介護保険から給付される「特定入所者介護サービス費」も「その他の収入金額」となります。

(2) 留意事項

① 介護保険収入のうち「社会保険診療に係る収入金額（Ａ）」欄に計上するものについて

介護保険法の規定に基づく収入に係る取扱いは、サービスの種類によって異なります。

社会保険診療に係る収入に該当するサービスの種類は、地方税法第72条の23第3項第4号に規定されているものであり、例えば、「訪問看護」、「通所リハビリテーション」等のサービスに係る収入を「社会保険診療に係る収入金額（Ａ）」欄に計上します。また、「訪問介護」、「通所介護」等のサービスに係る収入については、社会保険診療に係る収入に該当しないため、「その他の収入金額（Ｂ）」欄（内訳の「社会保険診療に該当しない介護保険収入」欄）に計上します。（詳しくは、9ページの表を参照してください。）

なお、損益計算書上、介護保険法の規定に基づく収入を一括して介護保険収入等として計上している場合であっても、サービスの種類に応じて、「社会保険診療に係る収入金額（Ａ）」欄に計上するものと「その他の収入金額（Ｂ）」欄に計上するものに区別することになりますので留意してください。

② 介護サービス利用に係る食費・居住費等の利用者負担分の取扱いについて

利用者が負担した「居住費」、「滞在費」及び「食費（食材料費と調理費）」は、「その他の収入金額（Ｂ）」欄に計上します。

例えば、「通所リハビリテーション」に係る収入は「社会保険診療に係る収入金額（Ａ）」欄に計上しますが、当該サービスの利用者が負担した食費等、介護保険対象外の費用として収入したものについては、「その他の収入金額（Ｂ）」欄に計上することになります。

③ 介護保険のサービスの種類の確認方法について

神奈川県国民健康保険団体連合会からの「介護給付費等支払決定額内訳書」等により確認できます。

④ 介護保険対象外のサービスや、ケアプランにないサービスを提供したことによる収入（全額利用者負担分）に係る取扱いについて

社会保険診療に係る収入に該当しませんので、「その他の収入金額（Ｂ）」欄に計上します。